

事業区分	地域災害拠点病院		
施設名	桑名市総合医療センター		
開設者	理事長 竹田寛		
所在地	桑名市寿町三丁目11番地		
二次医療圏名	北勢保健医療圏		
病床数	400床		
運 営	①24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入及び搬出を行うことが可能な体制を有している。	○	
	②災害発生時に、被災地から傷病者の受入拠点となり、EMISが機能していない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れることが可能な体制を有している。	○	
	③災害派遣医療チーム(DMAT)を保有し、その派遣体制がある。 【基幹災害拠点病院は、複数のDMATを保有していること】	1チーム	
	④災害発生時に他の医療機関のDMATや医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えている。	○	
	⑤救命救急センターもしくは第二次救急医療機関である。【基幹災害拠点病院は救命救急センターであること】	二次救急医療機関	
	⑥被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行っている。	○	
	⑦整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施している。	×	
	⑧地域の第二次救急医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練を実施している。	△	
	(A)当該訓練の主催者	市町	
	(B)当該訓練への参加度合い	訓練のみ	
	⑨災害時に地域の医療機関への支援を行う体制を整えている。	○	
⑩ヘリコプター搬送の際に、同乗医師を派遣できる体制を整えていることが望ましい。	○		
診 療 施 設	(ア)病棟(病室、ICU等)、診療棟(診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等)等救急診療に必要な部門を設けるとともに、災害時における患者の多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましい。	①救急部門の有無	○
		②多数の患者に対応可能なスペースの有無 (入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度を想定)	○
		③簡易ベッド等の備蓄スペースの有無	○
	(イ)診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。【①から④のうち、該当するものの一つに「○」を記載してください。】	①全ての建物が耐震構造である	○
		②病院機能を維持するために必要な全ての建物(病棟や外来棟、管理棟、ボイラー等、給食等)が耐震構造である	
		③診療機能(病棟や外来棟など)を維持するために必要な建物が耐震構造である	
		④耐震性が不明、または耐震性がない	
	(ウ)通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。	自家発電機の有無	○
		①自家発電機の発電容量	8.5割
		②燃料の備蓄	3日分
		自家発電機等から電源の確保や使用可能なことの検証	○
		ハザードマップ等の考慮	○
	(エ)災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。具体的には、少なくとも3日分の容量の受水槽を保有しておくこと又は停電時にも使用可能な地下水利用のための設備(井戸設備を含む。)を整備しておくことが望ましいこと。	①受水槽の有無	○
		受水槽の容量	3日分
		②井戸設備の有無	×
		③給水協定の締結	○
	(ア)衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。また、複数の通信手段を保有していることが望ましい。	①衛星電話の有無	固定型衛星電話の有無
		衛星携帯電話の有無	○
	②衛星回線インターネット導入の有無		○
(イ)広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加し、災害時に情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行うこと。	EMIS参加の有無		○
		操作担当者の指定	○
		研修・訓練の実施	○
(ウ)多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備			○
(エ)患者の多数発生時用の簡易ベッド			9床
(オ)被災地における自己完結型の医療に対応できる携行式の応急用医療資機材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食糧、生活用品等			○
(カ)トリアージ・タッグ			○

38	その他	食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。その際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましい。また、食糧、飲料水、医薬品、燃料等について、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと(ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、災害拠点病院への対応が含まれている場合は除く。)	食料	備蓄の有無	○
39			備蓄日数	3日分	
40			災害時に多数の患者が来院することや帰宅困難になる職員への対応を想定した備蓄	○	
41			協定の締結	○	
42			飲料水	備蓄の有無	○
43			備蓄日数	3日分	
44			災害時に多数の患者が来院することや帰宅困難になる職員への対応を想定した備蓄	○	
45			協定の締結	○	
46			医薬品	備蓄の有無	○
47			備蓄日数	3日分	
48			災害時に多数の患者が来院することや帰宅困難になる職員への対応を想定した備蓄	○	
49	協定の締結	×			
50	燃料	協定の締結	○		
51	災害医療の研修に必要な研修室を有すること【基幹災害拠点病院】				
52	搬送関係	施設	原則として、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有していること。病院敷地内に離着陸場を確保が困難な場合は、必要に応じて都道府県の協力を得て、病院近接地に非常時に使用可能な離発着場を確保するとともに、患者搬送用の緊急車輛を有していること。(ヘリコプターの離発着場については、ヘリコプター運航会社等のコンサルタントを受けるなどにより、少なくとも航空法による飛行場外離発着場の基準を満たすこと。また、飛行場外離発着場は近隣に建物が建設されていること等により利用が不可能になることがあることから、航空法による非公共用ヘリポートがより望ましいこと。) 【基幹災害拠点病院は、病院敷地内に離発着場を有すること】		○敷地外
53			患者搬送用の緊急車輛を有していること。		○
54			設備	DMATや医療チームの派遣に必要な緊急車輛を有している。(その車輛には、応急用医療資機材、テント、発電機、飲料水、食糧、生活用品等の搭載が可能であること。)	

今後の対応予定	
7	令和元年10月に整備した業務継続計画に基づき、令和2年3月26日に訓練を実施予定。
8	同じく桑名圏域の災害拠点病院であるいなべ総合病院や、地区医師会等との合同訓練を検討中(来年度実施予定)。
35	簡易ベットは順次購入を進め、最終的350床を購入予定。(なお、当面は外来待合等の長椅子を活用する。)